

／中小水産業者等が実施する就業者確保のための宿舍整備を支援します／

水産業従業員宿舍整備事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の基幹産業となっている漁業者や水産加工業者等の生産能力向上のため、県内に事業所等を有する中小企業者のうち漁業者及び水産加工業者並びに水産業協同組合等（以下「中小水産業者等」という。）が実施する従業員や就業者確保のための宿舍整備に要する経費を補助するもの。

補助対象者

★従業員確保のための宿舍整備を行う中小水産業者等

補助対象施設

★従業員用に供する宿舍（以下、「従業員宿舍」という。）

○単独の従業員宿舍

○他施設（一般住宅 等）と合築した従業員宿舍

補助対象経費

★県内の中小水産業者等の施設等に従事する職員の宿舍整備（新築、修繕及び増築）のうち、生産能力の向上に必要不可欠であり、宿舍整備の費用に要する経費のうち、知事が補助対象としたもの。

（補助対象外経費）※以下の経費は補助対象外とします。

○事業者の所有として登記しないもの（例：補助事業者以外が所有者となる宿舍 等）

○自社の従業員確保に使用しないもの（例：他社に貸し出すための宿舍 等）

○土地の整備等に係るもの

（例：土地の取得費、整地・嵩上げ、外構工事 等）

○宿舍整備に含まれないもの

（例：備品、什器、事務用品、厚生施設 等）

○間接的な経費

（例：手数料、保険料、通信費、印紙代、租税公課等）

補助限度額及び補助率

★補助限度額：補助上限額2,000万円、補助下限額100万円。

★補助率：補助対象経費の1/2以内（対象経費に消費税分は含まれません。）

※予算の都合により採択されないこと、補助率の範囲内で減額されることがあります。

募集期間

令和7年6月24日（火） ～ 令和7年7月31日（木）17時必着

○提出書類に不備がない場合、正式に受付完了となります。

○来庁されても、必要書類が揃わなければ受付できません。郵送等の場合は、受付まで数日要することや来庁される場合と同様に必要書類が揃わなければ受付できませんので、ご注意ください。

○申請受付後、県が定める基準に基づき「補助事業実施計画書」を審査し、予算の範囲内において交付決定しますので、公募要件を満たした申請であっても、交付決定されない場合がありますので、ご了承願います。

交付申請書等の様式はHPからダウンロード願います

詳細は「公募要領（水産業従業員宿舍整備事業）」をご覧ください

宮城県水産林政部 水産業振興課 流通加工班（水産加工業者等）・企画推進班（漁業者等）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2931・022-211-2935 FAX:022-211-2939

E-mail: suishinr@pref.miyagi.lg.jp・suishink@pref.miyagi.lg.jp

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/syukusyaseibi-r7-1.html>